

神楽坂地区に屋外広告物の設置等をご計画の方へ

新宿区では、まちの記憶を活かした『美しい新宿』をつくることを目標とし、新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドラインを策定しています。屋外広告物については、区全域屋外広告物ガイドラインを定めるとともに、個性的で多様なまちの魅力を高めるため、地区別屋外広告物ガイドラインを定めています。

下記の地図に示す「神楽坂地区」に屋外広告物を設置や変更する場合、東京都屋外広告物条例の許可の必要の有無にかかわらず、神楽坂地区の屋外広告物ガイドラインの内容に適合させるとともに、設置前に「神楽坂まちづくり興隆会」との協議を行ってください。

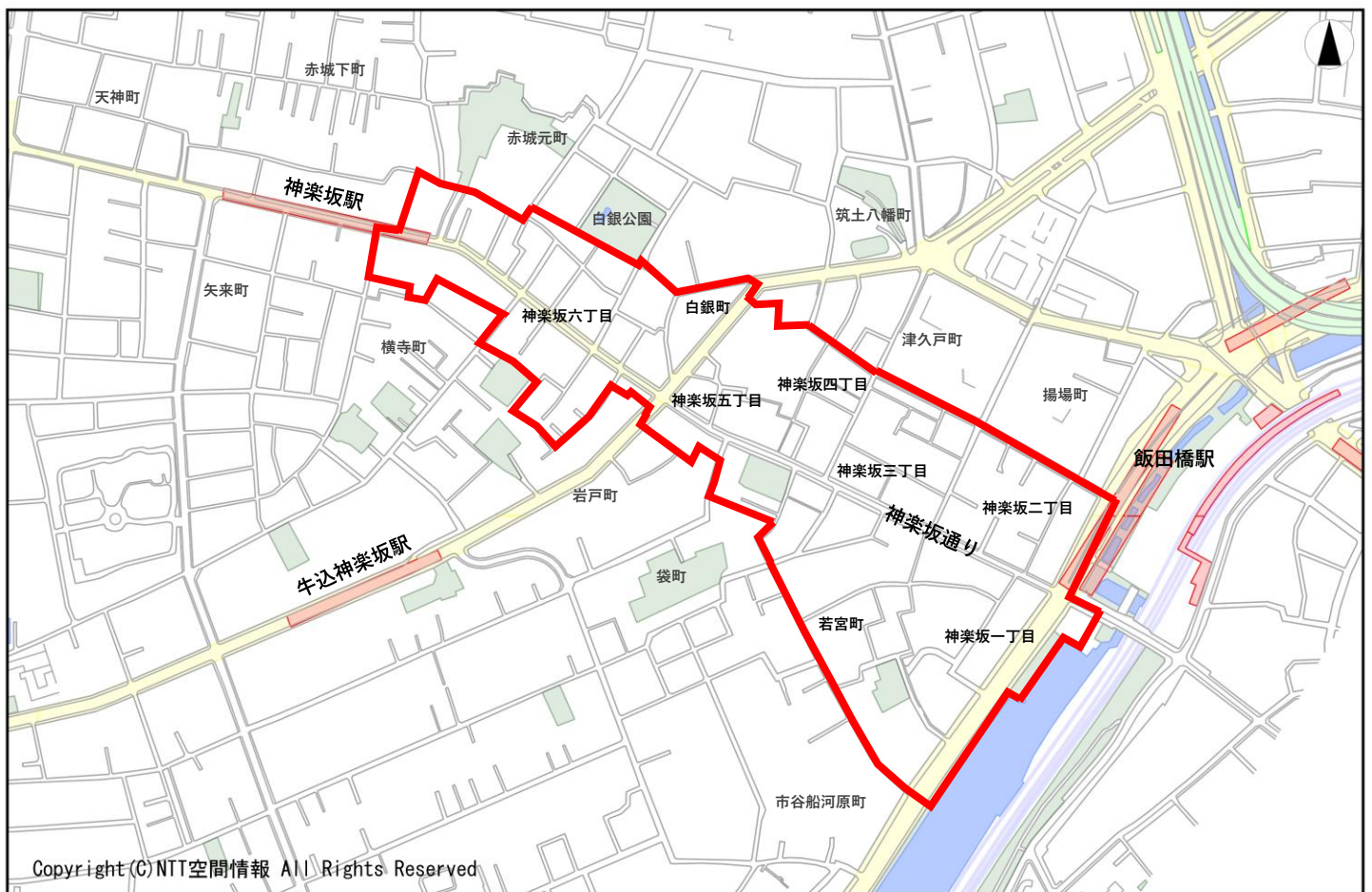


「神楽坂まちづくり興隆会」

神楽坂地区に複数ある商店会、町会等の各代表者や、NPO法人の代表者等で構成され、神楽坂地域のまちづくり活動の主体となる団体です。

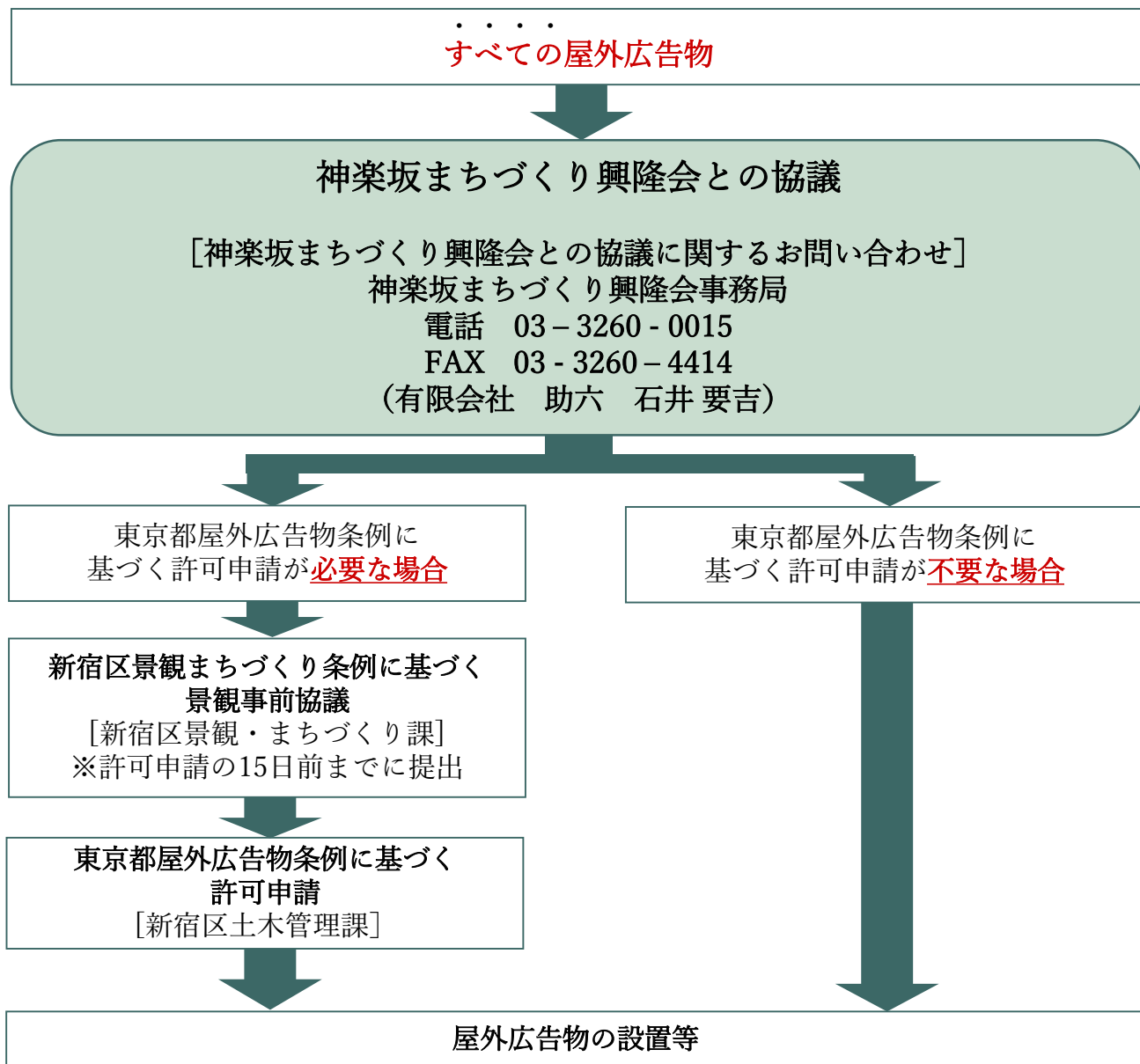
新宿区景観形成ガイドライン 地区別屋外広告物ガイドライン

「神楽坂地区」の適用範囲：神楽坂一～六丁目、白銀町地内及び若宮町地内



Copyright(C)NTT空間情報 All Rights Reserved

[神楽坂地区における屋外広告物設置等の流れ]



神楽坂地区 地区別屋外広告物ガイドラインの内容については、
「新宿区景観まちづくり計画・景観形成ガイドライン」343ページを参照してください。



【新宿区ホームページからご覧になれます】

ホームページ：https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file13_00015.html

ホームページ上部メニューから

「その他区政情報⇒まちづくり・都市計画⇒景観まちづくり」

【このリーフレットに関するお問い合わせ先】

新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課（新宿区役所 本庁舎 8 階）

住所：〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-5273-3831（直通）